

AED貸出事業は令和元年12月末をもって終了します。

平成24年5月から市民の皆様が参加して開催されるスポーツ競技、その他の各種事業・イベント等の主催者にAED(自動体外式除細動器)を貸し出すことによって、心肺停止者への迅速な救命処置に備えるとともに、AEDに身近に触れる機会を提供してまいりました。

AEDは広く認知されましたので本事業は令和元年12月末をもって終了します。

